

【平成 31. 4. 1 改正】 緑の募金実施要領 別 表

区分	公 募 事 業	県 事 業	地 区 事 業
事業内容	<p>森林ボランティア団体等が、広く地域住民等の参加を呼びかけ、森林整備、環境緑化の推進を図り、緑豊かな県土づくりや募金活動の活性化に資するもので他の模範となるもの</p> <p>※ 募集対象事業の詳細は、緑の募金公募事業募集要領による。</p>	<p>長野県緑の基金の事業計画に基づき行う次の事業とする。</p> <p>1 森林の整備事業</p> <p>2 緑化の推進事業</p> <p>（1）学校緑化、工場等緑化及び公園等施設の緑化</p> <p>（2）植樹・育樹祭等行事及び苗木の配布</p> <p>（3）みどりの少年団育成</p> <p>（4）講演・研修会等、緑化宣伝</p> <p>3 国際協力の推進事業</p> <p>4 募金活動推進事業</p> <p>5 その他特に必要と認めるもの</p>	<p>地区緑化推進団体の事業計画に基づき行う次の事業とする。</p> <p>1 森林の整備事業</p> <p>2 緑化の推進事業</p> <p>（1）学校緑化、工場等緑化及び公園等施設の緑化</p> <p>（2）植樹・育樹祭等行事及び苗木の配布</p> <p>（3）みどりの少年団育成</p> <p>（4）講演・研修会等、緑化宣伝</p> <p>3 国際協力の推進事業</p> <p>4 募金活動推進事業</p> <p>5 その他特に必要と認めるもの</p>
対象経費	<p>森林の整備、環境緑化及びこれに付帯する事業に要する経費であって、苗木、樹木、作業器具、保護具、資材などの購入、保険料、交通費、借損料、運搬費、消耗品費、事務費、謝金等とする。</p>	<p>緑化思想の普及啓発、地域、公共施設の環境緑化、植樹・育樹祭等の行事、みどりの少年団等の育成に要する経費であって左記に準ずる。</p>	<p>左記に準ずる。</p>

別 表（続き）

区分	公 募 事 業	県 事 業	地 区 事 業
交付限度額等	1事業年度当たり20万円以内	/	<p>交付金 = 募金総額 - 負担金等</p> <p>※ 負担金等とは、次の①から④までの計とする。</p> <p>① みどりの少年団負担金（別に定める）</p> <p>② 国土緑化推進機構交付金 （募金総額（A）× 3% + 3万円）</p> <p>③ 緑の基金負担金（A × 10% + 3万円）</p> <p>④ 募金資材費</p>
備考	地区事業との重複は、対象外とする		<p>附則 追加</p> <p>1 この要綱は2019年4月1日から施行する</p>